

## 令和6年 第7回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年7月5日(金) 午後2時00分～午後2時51分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(33名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久	18番 諏訪博保	19番 伊藤正覚	20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和	26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
33番 伊藤幹男	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 遅刻した委員(1名)

28番 伊藤勝代

5 欠席した委員(1名)

29番 菱田 章

6 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名

(2) 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について

(3) 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

(4) 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

(5) その他

7 出席した事務局職員

事務局長 後藤 農地係長 川崎 会計年度任用職員 白木

8 総会議長

神田 春夫

## 9 議事録署名委員

26番 荒川逸夫 27番 大橋 功

## 10 会議の概要 開会（午後2時）

### ◎議長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。29番菱田委員より欠席、それから28番の伊藤委員がまだみえておられません。2名の方が欠席ということで取り扱いさせていただきます。

本日の出席委員は35名中33名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和6年 第7回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

### ◎議長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

### ◎議長

異議なしと認めます。よって、26番 荒川委員、27番 大橋委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

### ◎事務局（川崎農地係長）

1ページをご覧ください。

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和6年7月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

所有権移転案件5件です。

受付番号84番 海津町馬目字道上●●●●番、田、2,477㎡。

譲渡人、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。申請事由：贈与

受付番号85番 平田町野寺字川田●●●●番、畑、192㎡。

譲渡人、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号 86 番 南濃町津屋字天皇森●●●●番 外1筆、畑、269㎡。  
譲渡人、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号 87 番 南濃町津屋字天皇森●●●●番、畑、188㎡。  
譲渡人、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号 88 番 南濃町安江字盤若谷●●●●番 外3筆、畑、1,658㎡。  
譲渡人、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：贈与  
別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。  
受付番号 84 番の案件について、11番 寺倉委員をお願いします。

◎11番 寺倉委員

受付番号 84 番の案件については、申請の目的は、贈与です。  
母から子に生前贈与される案件で、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号 85 番を、26番 荒川委員をお願いします。

◎26番 荒川委員

受付番号 85 番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。  
譲渡人は、高齢により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、隣接する自己所有地と一体利用するため農地を売買されるもので、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

【午後2時7分 28番 伊藤委員遅刻入室】

◎議 長

続きまして、受付番号 86 番及び 87 番を、24番 堀田委員をお願いします。

◎24番 堀田委員

受付番号 86 番及び 87 番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

86番では、譲渡人は、労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、居住地に近く農業経営を拡大するため、農地を売買されるものです。

また、87番では、譲渡人は、遠方におり管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、農業経営を拡大するため、農地を売買されるもので、両案件とも農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号88番を、33番 伊藤委員お願いします。

◎33番 伊藤委員

受付番号88番の案件については、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、後継者もおらず、高齢による労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、居住地に近いため贈与を受け農業経営拡大するもので、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第3 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

2ページをご覧ください。

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年7月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号89番 平田町三郷字村前●●●●番、田、現況 雑種地、239㎡。

申請人：平田町、●●●●。転用目的：参拝客用 有料駐車場。

この案件の農地区分は 概ね10ha以上の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。被害防除では、周囲に農地はなく、被害を及ぼすことは無いと思われま

す。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号89番を、17番 川瀬委員お願いします。

◎17番 川瀬委員

受付番号89番の案件については、申請の目的は、駐車場です。

申請地は、昭和58年に5条許可を受けた申請者の父が、東側駐車場と一緒に参拝客用の露店駐車場として造成されていたことが判明した追認案件で、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第4 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見につ

いて、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年7月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

所有権移転案件5件です。

受付番号90番 南濃町津屋字天皇森●●●●番、畑、現況 宅地、499㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅（物置・倉庫）。

この案件の農地区分は、概ね300m以内に美濃津屋駅がある第3種農地であると判断します。

被害防除では、西側に申請人の農地があるのみで他に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号91番 南濃町津屋字上屋敷●●●●番、畑、1,023㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人：広島県広島市、●●●●。転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は 概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。

被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号92番 南濃町庭田字古畑●●●●番 外3筆、畑、2,078㎡。

譲渡人：●●●● 外3名。

譲受人・転用目的・農地区分・被害防除は、91番の案件と同様です。

受付番号93番 南濃町奥条字中河原●●●●番、田、1,471㎡。

譲渡人：●●●●。

この案件の農地区分は、300m以内に城山支所がある第3種農地であると判断します。

譲受人・転用目的・被害防除は、91番の案件と同様です。

受付番号94番 南濃町上野河戸字伊崎●●●●番 外1筆、畑、1,133㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人：東京都中央区、●●●●。転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は 概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号90番及び91番を、24番 堀田委員お願いします。

◎24番 堀田委員

受付番号90番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は申請地北側に居住しており、以前より譲渡人の了承のもと、住宅・倉庫・物置として利用されていた追認案件です。

また、受付番号91番の案件は、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は農地の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるものです。

両案件とも、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号92番を、13番 高木委員お願いします。

◎13番 高木委員

受付番号92番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は今後の農地の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。

周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号93番を、35番 寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号93番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は今後の農地の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。

周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号94番を、5番古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号94番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、農地の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。

周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

◎33番 伊藤委員

この間の6月定例議会において、伊藤久恵議員がこのような質問、一般質問をされました。海津市内にもヤードがかなり進出してきているからヤード条例を制定してはどうかという一般質問がありました。執行部の方からは確たる答弁はなかったようですが、ここで問題になるのが、今回も太陽光発電の案件がたくさん出てきておりますが、農業委員会も含めて議会の方でも、太陽光発電を規制するような条例を制定してはどうかという動きが出てきてもいいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

◎議 長

事務局何かそういうのはございますか。

◎事務局 (後藤事務局長)

条例制定の動きがあるかということですが、特に今のところはそのような動きはありません。この辺のところについて農業委員会として、どう考えるかということも含めて、今日その他のところで、少し私からお話したいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。今のところちょっと動きはありません。以上です。

◎議 長

後ほどまた事務局、何か準備しておるといことですので。

その他の方ございますか。はい。

◎7番 中村委員

前回もやはり南濃町で、集中的に太陽光発電に関しての転用の案件が出てまいりました。その後、総会に引き続いて農業委員としてこういう農地の最適化活用をどうするのかという議論をしたことは皆さん、ご記憶にあると思います。

もし可能でしたら、この91番から94番までの案件について、海津市の農業委員は推進委員を兼ねていますので、主に推進員が最適化活動をするというわけじゃなくて、海津市の場合、農業委員がその最適化活動をしなきゃいけないことになっています。ですから91番から94番までの案件について、農業委員としてどのように関わり、例えば農地バンクにいろいろ働きかける、ここの農地を誰か活用する人を見つけるように努力する、そういったような経緯はあるのでしょうか。

ぜひその辺の経緯を、どの案件でもよろしいですので、ありましたらご紹介いただけたらありがたいです。

◎議 長

はい。24番 堀田委員。

◎24番 堀田委員

後ほど太陽光の件について、事務局の方からお話があるそうですけど、私も91番の案件を受付したので、意見を述べさせていただきます。これは太陽光の施設の担当者に聞いたのですが、海津市で南濃町を重点的に推進して見えるみたいですから、素朴・率直に尋ねたのですが、まず第1に、第1種農地は太陽光施設の話はまず持っていけないと。第3種農地、いわゆる耕地整理・区画整理されてない土地を主に選定しているという話でした。

地図を見ていただくと、平面でわかりづらいのですが、南濃町の案件の場合、ほとんどがこれ傾斜地なんです。例えば農地バンクに預けるとかいう話以前の話で、農地バンクに話をもっていけないような農地がほとんどで、こういう対象になっているのが現状です。

あと耕作者、この業者じゃなく耕作者が地元にみえないかという話ですが、当然僕らもこういう話、以前からちょくちょく聞きますから、大体対象になりそうな耕作放棄地の一歩手前の農地は、大体目星つけているのですが、大概の農家さんは、そこはちょっとというのがほとんどで、必然的にこういう業者の方にやっぱり売却という話になっていくのが、ほとんどのケースがそういった形じゃないかと思います。

もう少し話を整理すればいいのですが、今急に思いついたのを思い出し、自分が受付けたときの経緯を一つ説明した方がいいのではないかと考えて発言させていただきました。以上です。

◎議 長

はい。13番 高木委員。

### ◎13番 高木委員

私の案件は今回、29番になっておりますが、先月も1件あったかと思えます。

こちらの現地につきましては、皆さん南濃町地域に関わられた方はご存知だと思っておりますが、勾配的にまず急勾配で、整地が未整備の地域がほとんどです。あったとしても小さな農地、田んぼだけですね。畑については、もう、まず手がつけられない状態、昔のままの現状で、畑を耕作されているのが現状でありまして、私も農業委員になりましてから、各地域の区長さん役員さん等がここを見たときには、耕作やってみえない方は、何とか地域でお願いできないかというお話をさせていただいているのですが、やはり個人の土地について、なかなか中の問題まで入っていきけないというところもあります。

今回の件につきましても、実際のところ、ここはもう林の状態、竹林が出ておりますので、地盤から入れ替えないとできない状況で、無理無理に草刈りを各自でやっていただいていたというところなのですね。

皆さんにお聞きすると、私は農地、子供たちも欲しくないの、誰でもいいのでやってほしいというご意見が大半です。今後まだ、これ出てくると思えます。こういう案件、いわゆるこの会社がいいかどうかという判断を私はできませんが、これはやはり、受付の時点の相談があった時点で、事務局の方で、この会社が最適な会社なのかどうかという判断については、事務局等をお願いをして、その書類等が整った状態で私の方へ行きますので、その時点ではもう許可せざるを得ないような状況になっております。現状がね。前もってご相談いただく件も、ちょこちょこ出ましたけど、そちらについては地元の区長さん等にまずご相談いただいてということで本人さんにはお願いして、相談会を開くようなお話もされておりましたので、今現状としてはこういう形です。

### ◎議 長

それぞれ、地域を一番よく知ってみえる方が相談に乗りながら転用案件を出してみるという報告でございましたが、中村委員が先ほど言われました、そういうお答えでしたが。

### ◎7番 中村委員

確かに南濃町、私も時々気になって軽トラでいく。そうすると、農地も傾斜地で、道も非常に狭くて、確かにそういう選択肢、そういう選択肢っていうのは、太陽光のような選択肢もあるのかなという感じもします。同時に農業委員会は、やはり農地をどう守っていくのか、どう活用するのかという課題があります。ですので、前回の農業委員会でもお話ししましたように、この農業委員会の中に、そういう非常に困っている悩んでいる案件も含めて、農地の最適化を、やはり持続的に検討を考える、情報を集める、事務局と一緒に、そういう小委員会部会を作るというのは、後でいろいろ勉強してみて、ちょっと大変なんで、そういう専門的な小委員会を暫定的にでも作りながら、農業委員の皆さんがやっぱり苦労されている部分を、そこで受けて、この総

会にかけてってということが不可欠じゃないのかなと思います。

◎議 長

本当に太陽光、これからまだまだ出てくる可能性は十分あるかと思いますが、今回これに関係した方のご意見が出ましたが、中村委員が言われたように、今後についてはどのように動きをするかと。農業委員会だけでなく、行政、議員さん方も当然地域からでて見えますのでそういうのを含めてですね、まず基本的には、私はその地域地域だと思っております。平坦地の人の中でみたら、とても想像つくような立地件じゃないということはわかりますので、現状を見ればという、中村委員も言われたように、本当にそれが農地として農業生産が可能なのかという判断も、しにくいところもあるような現地ではないかと、先ほどのお二人が答えられたというのはそのあたりじゃないかと思っております。

今の話で、次の議題もそれぞれの話し合いの場を設けるとか云々というのはこの今の審議の方では外させていただきまして、次に進めさせていただきませんが、審議の方は皆さん方その他のご意見ございませんか。

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 32名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

◎議 長

事務局その他報告事項ありますか。

◎事務局 (川崎農地係長)

農地法第3条の3の相続の関係の届出ですが、16件あり、農業委員会から関係者に受理書を送付させていただきましたことを報告させていただきます。

◎議 長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

◎中村委員

すいません。それは、閉会じゃないです。いやいや重要な案件です。

◎議長

ちょっと待ってください。動議ですか。一応後で時間は取るつもりでおりますので。

◎中村委員

手を挙げているのは、総会が閉会になっているのではないですよっていうことを発言しているわけです。

◎議長

議題として入れてないのだから。

◎中村委員

違います。マイクをください。

◎議長

この後時間を取って、中村委員さんが今回発言するというようなことは案内が来ておりましたけど、それは承知しております。そこで、当然中村委員さんが言われた通りのことを皆さんに説明していただけると私は解釈しております。

◎中村委員

はい、それで私が言いたいのはですね、議長が総会を閉会しますとおっしゃったから6月の議事録はそこで止まっているのです。はい。それ以降の発言が、私以外に事務局からも最適化活動に関する報告書も、それを議長もこれ初めて見たなとおっしゃっているような発言もありました。私以外に伊藤委員も発言されています。そういう発言の内容が全然議事録に反映されていません。それは議長が総会はこれで閉会しますとおっしゃったからです。実はですね、この総会後は閉会してなくて、事務局も着席している。委員も皆さん着席している。それで最適化活動に関する質疑討議が終わった時点で、議長がもう一度、今日の話はこれで閉会しますとおっしゃって、それで皆さん退席したことになる。ですので、議長がこの段階で総会は閉会しますとおっしゃったことが、私は間違いだと言っています。これは審議事項の審議は終了。その他の意見、それから質問はございませんか。その議事をしていただかないと、議事録にのりません。事務局はメモを取っていますが、議長がそうおっしゃったため、多分、もう議事録にはそれを記載していません。非常に重要で、最適化活動に関する討論が全く空白になっています。ですので、ここで閉会というのは間違えています。

◎議長

事務局

◎事務局（後藤事務局長）

はい事務局から報告というか、お伝えさせていただきます。農業委員会の会議規則を見ていただくとわかるのですが、第6条審議事項の制限という項目があるのですね。委員会はということで、規定により通知および公示した議案についてのみ審議すると。ということは、案内した内容以外は、審議は該当しないと、ただ動議の場合は別ですよ、動議があればこれはまた別になるのですけども。

通知はいただいておりますけども、審議事項として前回会長さんから回答あったと思うのですが、内容が具体的ではないということで、今回は審議事項を総会の中の内容としては、判断しないという回答をされたと思います。これに基づいているのですが、そういうことで総会を閉じた後の内容であると、事務局ではそのように考えております。以上です。

◎中村委員

すいません、私もマイクいただけませんか。事務局もマイクを使っています。私だけマイクなしでしょうか。

後藤事務局長がおっしゃっているその第6条に関してはそうです。ですが第2条では、会長は会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、議案、その他重要な事項を定め委員に通知することになります。だから、議案のみじゃなくて、その他案件があるわけですよ。ですので、今日のその議事日程にも、その他ということがあって、先ほど川崎さんが事務局から相続の件の報告がありました。

総会には、その他、必ずつきものです。よその農業委員会の総会でも、先ほどのように審議事項の審議は終了しました。ですけどもその後に必ず議長が、その他ご意見、質疑ありませんか。これはまだ総会が続いていて、その続いている総会の内容が議事録としてちゃんと残っています。それは事務局の曲解です。この発言に関しては、第7条 委員は議案について自由に質疑し、および意見を述べることができる。ただし、この議案というのは、狭い意味の議案じゃなくて、何でもかんでも勝手に喋られたら困るから、総会に関連するようなことに関してという枕詞です。総会では自由に質疑し、意見を述べ、これが第7条で保障されていることです。議長、ここは、判断おかしいのではないですかということを言っているわけです。

◎議長

今言われましたけど、中村委員さんから今回出ておりますのも、7月2日付けのFAXですね。それを読ませて頂きます。「7月の定例総会にて、最適化活動に関してという質問、発言しますの

で、よろしく願います」ということです。

それですね、中身というか具体的なことが一切書いてございませんので、もしも、実際のことを言うと、何かもう少し具体的なことを書いていただいて、そして、この場で出させていただく方がいいのかな、ということをお私に思っております。

今回の前の総会でお願したのは、いきなりの発言では事務局も準備不足で何もできないところもありますので、できることなら普通どおりの毎月15日までに、議案の提出と合わせて、それに基づいて、こちらへ案内してもらえないかということをお、あのとき私は述べさせていただいたと、私は思っております。中村委員も確か賛同してみえた、承諾いただいたと、私は解釈しているので、だからこそ、これだけでは皆さんに諮るのはちょっとなという、こういう認識でありますので、委員ちょっと意味が通じてないかもわかりませんが、そういうことです。

#### ◎中村委員

わかりました。次回からは、通常の詳細な内容にします。なぜこういうふうにしたかというのは、農業委員会の事務局から、この総会に関する文書が届いて、それは常に表題だけでしたので、しかも、その他については、今日のように追加がそのときそのときのオプションがあります。

ですので、私も表題だけでいいだろうという理解でしたので、議長が、中身がわからないから、もうちょっと詳しくということだったら、一生懸命努力しますので。

#### ◎議長

そういうことです。はい。

#### ◎33番 伊藤委員

そういったことについて気になったのは、通常ですね、海津市の議会、他の議会でもそうですけども、一般質問を行うときは、通告制度というのがありますよね。通告制。それに基づいて、こういうことを質問したいのだと、という趣旨のことを、議会事務局の方へ出されて、それを議長さんが配慮されて、それを、答弁内容あらかじめ執行部が吟味されて、そして質問された委員さんに答弁をさせてもらおうと。一般質問の答弁が終わった後に再質問ありませんかということがありますよね。ですからそこで、いろいろレクチャーをしていただいてということで、これ通告制度みたいなものをとったらどうでしょうか。そうすると、こういうことを聞きたいのだ、ああいうことを聞きたいのだということ、そうすると事務局もある程度準備ができると思うんですが、いかがでしょうか

#### ◎議長

そういうことにつきまして、たまたま私が、こういう解釈、方針ができなかったということで

したので、これは理解していただけたと思います。

今後についても、まず基本的には、普通の議案と一緒に提出の期限を、毎月15日ということですね。まず、それで今言われるような質問事項等もこちらの方へ提出していただけたら、そうするといいかないと、そんなことを思うわけですけど。

ご理解いただけますか。伊藤委員さんも言っておられますが。

#### ◎7番 中村委員

意味わかります。おっしゃっているのはわかりますが、事務局から来る議事日程の議案を見ないと、その中に含まれていれば、あえて出す必要もありませんので、議案を見て、私もこれ届いたのが月曜日に届きましたので、即書いて、火曜日に事務局の方に出しています。

それから、伊藤委員がおっしゃったのは、議会とこの農業委員会の総会とは性質が違うものですので、議会は確かにそういう手法をとります。ですが農業委員会は、農業の問題について、農地の問題、農業を深刻化するいろんな課題があって、そのときそのときの議案、それから総会の内容で、結構フレックスの部分がある。ですので、その内容に関して、自由に意見を述べ、質疑をすることができるという、わざわざ第7条でそういう意見を出すことを保証しているというふうに書いています。これは、私はそのとおりだと理解しているし、議長もそういうふうにご理解いただいていると思います。

#### ◎議長

こういう案内で来ましたが、先ほど来、中村委員とも会話している中で、私の解釈の意味を捉えていただいたと解釈していますので、今後についてはちょっとそういう準備段階も必要ということで、できますことなら、動議で出されるということではなく、どうしてもその場で緊急動議というものもありますけど、そうでなく準備も必要だということで、前もって議案の提出と一緒に、15日まででお願いするというので、私は思っておりますので、毎月定例会議ということで行っておりますので、そのあたりはよろしく願いいたします。

また、場合によっては、特別な日を設けてとか、何時には、この件で寄っていただくということではなく、今後また思っておりますのが、せつかく定例的に、基本寄っていただいておりますが、大変皆さんお仕事を持ってみえる方ばかりなのですが、そんなときに出していただいても、他の費用ということもちょっと大変ですので、できることならこういうことが、この会議が終わった後に、少しそういう研修会等を開くってというようなことも、頭の中にはございますので、中村委員一つその辺もよろしく願いしたいと私は思っております。

ということで、本日予定の議事はここで終了とし、閉会とさせていただきます。

総会閉会（午後2時51分）

議事録署名者

26 番

27 番

議 長